

徳島県告示第百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について、次のとおり届出があった。

令和五年四月二十五日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地		事業の種類	変更年月日
			旧	新		
特定非営利活動法人ハートこあら	吉野川市山川町湯立三三〇―五	特定非営利活動法人ハートこあら	吉野川市山川町川田一三八七―四	吉野川市山川町湯立三三〇―五	訪問介護 介護予防訪問介護	令和二年五月二十七日
株式会社さよなき	阿波市吉野町西条字地免一六九	訪問看護ステーションれんげ草	徳島市蔵本元町一丁目五	徳島市南庄町一丁目一六―三	訪問看護 介護予防訪問看護	令和四年七月一日
社会福祉法人小渦会	鳴門市瀬戸町堂浦字阿波井五七	訪問看護ステーションスマイル	鳴門市撫養町小桑島字前浜一七九―九	鳴門市撫養町小桑島字前浜一五六―一 グラントール濱口二〇三	同	同